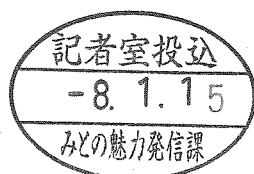


資料提供



令和8年1月15日(木)

照会先：水戸市保健所 保健衛生課

担当者：技監兼課長 前田 亨

技正兼課長補佐 武藤 和広

連絡先：029-243-7328

営業禁止処分の解除について

令和8年1月14日(水)に資料提供しました下記の食中毒事件について、当該施設における食品衛生上の危害の除去及び再発防止対策が講じられたため、水戸市保健所長は、本日をもって営業禁止処分を解除いたしました。

施 設 名		寿司 藤（すし とう）
施 設 所 在 地		水戸市浜田 1-1-45
営業者等氏名		吉田広司
業 種		飲食店営業
病 因 物 質		ノロウイルス GⅡ
原 因 食 品		令和8年1月4日（日）に提供した寿司 （マグロ、玉子、ヒラメ、うに、数の子、鉄火巻き、ほたて等）
患 者 数		5名
行政処分等を行った理由		食中毒の発生
適 用 条 項		食品衛生法第6条第3号違反
行政処分等内容		食品衛生法第 60 条第 1 項に基づく営業の禁止処分
措置日	処 分	令和8年1月 14 日(水)
	処分解除	令和8年1月 15 日(木)